

改正

平成20年12月26日条例第41号

平成25年12月27日条例第31号

あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、あき地に繁茂し、又は放置されている雑草等の除去に関し必要な事項を定めることにより、あき地の管理の適正化を図り、もって市民の良好な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) あき地 現に人が使用していない土地をいう。
- (2) 雑草等 雑草又は枯草及びこれらに類するかん木、しの類をいう。
- (3) 所有者等 あき地の所有者又は管理者をいう。
- (4) 危険状態 雑草等が繁茂し、又は放置されている状態で、かつ、それが火災予防上又は犯罪防止上好ましくないと認められる状態をいう。

(所有者等の責務)

第3条 あき地の所有者等は、当該あき地が危険状態にならないよう適正に管理しなければならない。

(指導及び助言)

第4条 市長は、あき地が危険状態であると認めるときは、雑草等の除去について必要な指導又は助言をすることができる。

(勧告)

第5条 市長は、あき地の所有者等が前条の規定による指導又は助言に従わないときは、期限を定めて必要な措置をとるよう勧告することができる。

(命令)

第6条 市長は、前条の規定により勧告を受けた所有者等が正当な理由なくこれに従わず、かつ、危険状態が継続しているときは、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずるこ

とができる。

(代執行)

第7条 市長は、前条の規定により命令を受けた所有者等がこれを履行しないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより、自ら必要な措置をとり、又は第三者にこれを行わせ、その費用を当該所有者等から徴収することができる。

(報告及び立入調査)

第8条 市長は、この条例の施行のために必要があると認めるときは、所有者等に対しあき地の状態、管理の方法、措置の内容その他必要な事項に関し報告を求め、又は職員をしてあき地に立ち入らせ、調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、所有者等の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第10条 市長は、第6条の規定による命令を受けた者が、正当な理由なくその命令に従わなかつたときは、5万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年12月26日条例第41号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月27日条例第31号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。